

報 道 資 料

平成 2 5 年 7 月 3 0 日

水道局業務部総務課
(3 4 - 9 2 0 5)

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

所属・補 職	年齢	処分年月 日	処分内容	処分理由	適用法令
技術部工務 課 主任	4 4	H 2 5 . 7 . 3 0	減給 10分の1 2月	軽犯罪法第1条第 2号違反(刃物所持)により逮捕された ため	地方公務員法 第29条第1 項第1号及び 第3号